様式第１号（第４条関係）

令和　年度埼玉県経営革新グリーン分野進出支援事業補助金

交付申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　年　　月　　日

　埼玉県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒

　　　　　　　　　　　　　　　申　請　者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会 社 名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　下記により埼玉県経営革新グリーン分野進出支援事業補助金の交付を受けたいので、補助金の交付手続等に関する規則第４条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　補助事業の内容

２　補助事業対象経費及び補助金交付申請額

　　補助事業対象経費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

様式第２号（第５条関係）

令和　　年度埼玉県経営革新グリーン分野進出支援事業補助金

交付決定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　産支第　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　年　月　日

　（補助事業者）　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　埼玉県知事

　令和　　年　　月　　日付けで申請の令和　年度埼玉県経営革新グリーン分野進出支援事業補助金については、下記のとおり交付します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　交付金額　　　金　　　　　　　　　　円

２　支払条件　　　精算払

３　条　　件

　(1) 補助事業者は、前号の通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに附された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から１０日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

　(2) 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに様式第３号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金交付決定額の減額のうち不用となる額が２０％以内である場合を除く。

　(3) 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第５号による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

　(4) 補助事業者は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の中止・廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から３０日以内又は知事が別に定める日のいずれか早い日までに、様式第６号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

　(5) 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から５年間保管しなければならない。

　(6) 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業等により取得、又は効用が増加した財産を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

 (7) この補助金は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和４０年埼玉県規則第１５条。以下「規則」という。）の適用を受ける。

様式第３号（第６条関係）

令和　　年度埼玉県経営革新グリーン分野進出支援事業補助金

計画変更承認申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　年　月　日

　埼玉県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　会 社 名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　　話

　令和　　年　　月　　日付け　第　　　号で交付決定の通知を受けた補助事業の計画（事業内容、経費配分）を下記のとおり変更したいので、埼玉県経営革新グリーン分野進出支援事業補助金交付要綱第６条の規定により承認を申請します。

記

１　変更の理由

２　変更の内容

　　別紙のとおり

（別紙）

　　　　　変更の具体的内容

|  |  |
| --- | --- |
| 変　　　　更　　　　前 | 変　　　　更　　　　後 |
| 名　称　等 | 補助対象経費(円) | 補助金交付申請額(円) | 名　称　等 | 補助対象経費(円) | 補助金交付申請額(円) |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

様式第４号（第６条関係）

令和　年度埼玉県経営革新グリーン分野進出支援事業補助金

計画変更承認書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　産支第　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　年　月　日

　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　埼玉県知事

令和　　年　　月　　日付け　第　　　号で交付決定し、令和　年　　月　　日付けで補助事業計画変更承認申請があった埼玉県経営革新グリーン分野進出支援事業補助金については、申請のとおり変更を承認します。

様式第５号（第７条関係）

令和　　年度埼玉県経営革新グリーン分野進出支援事業補助金

補助事業中止（廃止）承認申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　埼玉県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会 社 名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　令和　　年　　月　　日付け　第　　　号で交付決定の通知を受けた補助事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、埼玉県経営革新グリーン分野進出支援事業補助金交付要綱第７条の規定により承認を申請します。

記

１　中止（廃止）する事業名

２　理由

３　中止期間（廃止の時期）

様式第６号（第８条関係）

令和　年度埼玉県経営革新グリーン分野進出支援事業補助金

実績報告書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　埼玉県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会 社 名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　　話

　令和　　年　　月　　日付け　第　　　号で交付決定の通知を受けた補助事業が完了しましたので、埼玉県経営革新グリーン分野進出支援事業補助金交付要綱第８条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

１　補助事業の内容

２　補助事業に要した経費

　　　金　　　　　　　　　　円

様式第７号（第９条関係）

令和　年度埼玉県経営革新グリーン分野進出支援事業補助金

補助金額の確定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　埼玉県知事

令和　　　年　月　　日付け　第　　　号で交付決定の通知をした標記補助金について、埼玉県経営革新グリーン分野進出支援事業補助金交付要綱の規定により、下記のとおり補助金の額を確定します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　補助金交付決定額　　　金　　　　　　　　　　　円

２　補助金交付確定額　　　金　　　　　　　　　　　円

様式第８号（第１０条関係）

令和　年度埼玉県経営革新グリーン分野進出支援事業補助金

交付請求書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　年　月　日

　埼玉県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　会 社 名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　令和　年　　月　　日付け　第　　　号により額の確定があった埼玉県経営革新グリーン分野進出支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

１　請求金額　金　　　　　　　　　　　　円也

２　振 込 先　　　　　　(金融機関コード：　　　　　　)　(支店コード：　　　　　　)

　　　　　　　金融機関名　　　　　　　　　　　銀行　　　　　　　　　　支店

　　　　　　　預金の種別　　普通　・　当座　　　口座番号

　　　　　　　(フリガナ)　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)

　　　　　　　 口座名義

別紙１

暴力団排除に関する誓約事項

　当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平

成23 年埼玉県条例第39 号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害

　　を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する

など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難され

　　るべき関係を有しているとき。

（５）補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下

「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（１）から（４）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（６）補助事業を実施するに当たり、法人等が、（１）から（４）までのいずれかに該

当する第三者と委託契約等を締結する場合（（５）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

　　　所在地：

 事業者名：

 代表者職・氏名：